



山形県公報

平成21年6月23日（火）
第2053号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

○職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則……………（人 事 課） ……759

### 告 示

○土地改良区の役員の退任の届出……………（村山総合支庁農村計画課） ……760

○土地改良区の役員の就任の届出……………（ 同 ） …… 同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

○政治団体の設立……………761

○政治団体の届出事項の異動……………762

○政治団体の解散……………763

○資金管理団体の届出事項の異動……………764

### 公 告

○鳥獣保護区指定の予定……………（みどり自然課） …… 同

○鳥獣保護区特別保護地区指定の予定……………（ 同 ） ……765

○同……………（ 同 ） …… 同

## 規 則

職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年6月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第48号

#### 職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則

職員の駐在制度に関する規則（昭和41年3月県規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表第4項中 「天童市大字荒谷字下河原514番の1」 を 「天童市石鳥居一丁目3番21号」 に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第625号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、成沢土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成21年6月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所          |
|----------|-----------|--------------|
| 理 事      | 菊 地 正 雄   | 山形市蔵王成沢142   |
| 同        | 奥 山 昭 助   | 同 成沢西3-21-14 |
| 同        | 庄 司 久 男   | 同 蔵王成沢165    |
| 同        | 長 岡 久 雄   | 同 168        |
| 同        | 荒 井 新 一   | 同 1084       |
| 同        | 山 口 孝 一   | 同 47         |
| 同        | 山 口 恒 夫   | 同 68         |
| 同        | 山 口 達 夫   | 同 85         |
| 同        | 荒 井 吉 蔵   | 同 蔵王山田49     |
| 同        | 荒 井 貞 雄   | 同 70         |
| 監 事      | 須 田 喜 寛   | 同 蔵王成沢53     |
| 同        | 伊 藤 富 士 雄 | 同 107        |

### 山形県告示第626号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、成沢土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成21年6月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所       |
|----------|---------|-----------|
| 理 事      | 三 沢 直 己 | 山形市蔵王成沢71 |
| 同        | 伊 藤 公 一 | 同 160     |
| 同        | 相 馬 清 孝 | 同 115     |

|     |         |   |        |
|-----|---------|---|--------|
| 同   | 岡 崎 鉄 雄 | 同 | 33     |
| 同   | 須 田 茂   | 同 | 52     |
| 同   | 三 沢 孝 一 | 同 | 624-2  |
| 同   | 横 山 昭   | 同 | 蔵王山田83 |
| 同   | 荒 井 吉 助 | 同 | 94     |
| 監 事 | 岡 崎 清 一 | 同 | 蔵王成沢45 |
| 同   | 山 口 峰 雄 | 同 | 89-1   |

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第57号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成21年6月23日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷 誠

1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称    | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地                      | 届出年月日          |
|------------|--------|----------|---------------------------------|----------------|
| 岸宏一最上地区後援会 | 伊藤和昭   | 高橋秀也     | 最上郡真室川町大字大沢4160-3 アイ・エム・マムロ(株)内 | 平成<br>21. 4. 1 |
| 吉川恭一後援会    | 吉川恭一   | 野尻智      | 酒田市亀ヶ崎3丁目2番9号                   | 同<br>4. 13     |
| 後藤克彦後援会    | 木村光廣   | 村山和夫     | 寒河江市松川10番地                      | 同<br>6. 8      |
| しろとり良太後援会  | 池田邦明   | 大場糸      | 酒田市豊里堂脇8                        | 同              |
| 森大吾郎後援会    | 坂田昌昭   | 伊藤和剛     | 山形市あかねヶ丘3丁目9-16                 | 同              |

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

| 政治団体の名称    | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地      | 届出年月日          |
|------------|--------|----------|-----------------|----------------|
| 幸福実現党山形県本部 | 森大吾郎   | 伊藤和剛     | 山形市あかねヶ丘3丁目9-16 | 平成<br>21. 6. 8 |

## 山形県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成21年6月23日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

## 1 政党の支部

| 政治団体の名称           | 異動事項       | 内 容               |                               | 届出年月日           |
|-------------------|------------|-------------------|-------------------------------|-----------------|
|                   |            | 新                 | 旧                             |                 |
| 自由民主党大江町支部        | 会計責任者      | 古城紀夫              | 松田良吉                          | 平成<br>21. 3. 26 |
|                   | 主たる事務所の所在地 | 西村山郡大江町大字貫見367    | 西村山郡大江町大字本郷丙270               | 同<br>4. 2       |
| 自由民主党山形県自動車整備支部   | 会計責任者      | 佐藤光芳              | 須賀順一                          | 同<br>4. 3       |
| 自由民主党朝日町支部        | 会計責任者      | 長岡啓治              | 村山七郎                          | 同<br>4. 6       |
| 社会民主党北村山支部        | 代表者        | 須藤和幸              | 結城芳                           | 同<br>4. 7       |
| 自由民主党山形県山形市第三支部   | 会計責任者      | 早川さよ子             | 武田富江                          | 同<br>4. 9       |
| 自由民主党山形県ときわ会支部    | 主たる事務所の所在地 | 山形市中桜田町1-14-22-18 | 山形市城西町3-15-6 第一建設工業(株) 山形営業所内 | 同<br>4. 28      |
| 自由民主党山形県支部連合会     | 代表者        | 加藤紘一              | 遠藤利明                          | 同<br>5. 11      |
| 自由民主党山形県歯科技工士連盟支部 | 代表者        | 阿部和夫              | 赤塚幸伸                          | 同<br>5. 20      |

## 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称   | 異動事項       | 内 容                |                  | 届出年月日           |
|-----------|------------|--------------------|------------------|-----------------|
|           |            | 新                  | 旧                |                 |
| たかなし勇吉後援会 | 主たる事務所の所在地 | 東置賜郡川西町大字上小松2846-2 | 東置賜郡川西町大字上小松2259 | 平成<br>21. 3. 25 |
| 船山現人後援会   | 代表者        | 高橋善一               | 笹木市右エ門           | 同<br>3. 26      |
| 浅井健一後援会   | 会計責任者      | 渡辺妙子               | 太田正孝             | 同<br>3. 31      |
| 地域振興研究会   | 代表者        | 芦野政五郎              | 山本信治             | 同               |
| 土屋健吾後援会   | 会計責任者      | 佐藤正                | 多田実              | 同               |

|              |            |            |                  |            |
|--------------|------------|------------|------------------|------------|
| 明るい県政をつくる会   | 名 称        | 明るい県政をつくる会 | 県民のための明るい県政をつくる会 | 同<br>4. 3  |
|              | 代 表 者      | 鈴木輝男       | 毛利健治             |            |
|              | 会 計 責 任 者  | 清野真人       | 松浦猛将             |            |
| 山形県自動車整備政治連盟 | 会 計 責 任 者  | 佐藤光芳       | 須賀順一             | 同          |
| さわたり和郎の会     | 会 計 責 任 者  | 早川さよ子      | 武田富江             | 同<br>4. 9  |
| 加藤義勝を励ます会    | 代 表 者      | 五十嵐仲治      | 庄司新一             | 同<br>4. 27 |
|              | 主たる事務所の所在地 | 鶴岡市榎代甲61-1 | 鶴岡市榎代甲111        |            |
| 天童・新しい風の会    | 代 表 者      | 村山征彦       | 押野宏              | 同<br>4. 30 |
| かいほこ孝志後援会    | 会 計 責 任 者  | 海鋒三恵子      | 山川衛              | 同<br>5. 8  |
| 山形県商工青年政治連盟  | 代 表 者      | 渡邊重信       | 神林守              | 同          |
|              | 会 計 責 任 者  | 森里史        | 渡辺重信             |            |
| 地域活性化研究会     | 主たる事務所の所在地 | 酒田市大町18-35 | 酒田市亀ヶ崎1-6-52-D   | 同<br>5. 25 |
| 山形県商工政治連盟    | 代 表 者      | 小野木 覺      | 鈴木俊幸             | 同<br>6. 1  |
|              | 会 計 責 任 者  | 菅 義 治      | 小野木 覺            |            |

## 山形県選挙管理委員会告示第59号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成21年6月23日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称   | 代表者の氏名 | 解散年月日        |
|-----------|--------|--------------|
| 片桐いくや後援会  | 笠原七三   | 平成20. 12. 10 |
| 堤いくお後援会   | 安部仁一   | 平成21. 3. 25  |
| 中原爽山形県後援会 | 佐藤博嗣   | 平成21. 3. 31  |
| 秋山わたり後援会  | 清和喜一郎  | 平成21. 4. 14  |

|         |      |             |
|---------|------|-------------|
| 池田統一後援会 | 鈴木正幸 | 平成21. 5. 12 |
|---------|------|-------------|

## 山形県選挙管理委員会告示第60号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成21年6月23日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

| 届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称   | 異 動 事 項    | 内 容                   |                       | 届出年月日       |
|-----------|-------|-------------|------------|-----------------------|-----------------------|-------------|
|           |       |             |            | 新                     | 旧                     |             |
| 舟山康江      | 参議院議員 | 舟山やすえを支援する会 | 主たる事務所の所在地 | 山形市東原町3-10-10 国井ビル202 | 山形市東原町3-10-10 国井ビル204 | 平成21. 5. 26 |

## 公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項第2号の規定により、鳥獣保護区を次のとおり指定する予定である。

なお、関係書類は、文化環境部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において平成21年7月6日まで縦覧に供する。

平成21年6月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 名 称 大平山鳥獣保護区
- 2 区 域 縦覧に供する図面のとおり
- 3 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
- 4 保護に関する指針の案

## (1) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

## (2) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、西置賜郡白鷹町の市街地の北部に位置し、大平山を中心として畑地、水田、果樹園、植林地等を含む里山地域となっている。大平山の中腹には、白鷹町が整備した「ふるさと森林公園」があり、森林浴やいこいの場として広く利用されている。

また、当該地域の西側には最上川中流域が広がり、アユ、イワナ等の内水面漁業が盛んな地域となっている。里山地域として、フクロウ、コゲラ、ヤマガラ、ツグミ、キビタキ、ニホンカモシカ、トウホクノウサギ、ホンダタヌキ、ホンドキツネ、ニホンリス等の身近な鳥獣類が多く生息している。

このため、当該地域は、一体として鳥獣の生息のため重要な地域であると認められることから、鳥獣保護区を拡大し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

## (3) 管理方針

定期的に区域内を巡視し、鳥獣の生息状況を把握するとともに、鳥獣の生息に影響を及ぼさない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

また、白鷹町と連携のうえ、農林業被害の発生状況の把握に努め、被害の発生があった場合は、有害鳥獣捕獲について、被害等の実情を考慮し迅速に対応する。

## 5 意見書の提出

当該区域の住民及び利害関係人は、1から4までの事項について意見書を提出することができる。

## (1) 意見書の受付期間

平成21年6月23日から同年7月6日まで

## (2) 意見書の提出先

文化環境部みどり自然課又は置賜総合支庁保健福祉環境部環境課

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、特別保護地区を次のとおり指定する予定である。

なお、関係書類は、文化環境部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において平成21年7月6日まで縦覧に供する。

平成21年6月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 名 称 木地山、野川鳥獣保護区特別保護地区
- 2 区 域 縦覧に供する図面のとおりに
- 3 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
- 4 保護に関する指針の案

## (1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

## (2) 特別保護地区の指定目的

木地山、野川鳥獣保護区は、朝日連峰の南部域にあたり、長井市を流れる野川の上流域に位置し、野川本流及びその支流である布谷沢、大桶沢等の深い渓谷が続く急峻な山岳地域で、その背後にブナ帯、ヒメコマツ帯、亜高山帯植生、高山帯植生と標高によって変化に富んだ広大な森林が広がっている。

このような野生鳥獣にとって優れた生息環境が維持されていることから、ツキノワグマ、ニホンカモシカ等の大型獣類、国内希少野生動物種のクマタカなどの大型猛禽類等が生息している。また、当該地域は、広大な公有水面を有するため、カワセミ、ヤマセミ等の水辺に生息する鳥類やマガモ、カルガモ、オナガガモ等のカモ類などの水鳥が生息し、多様な鳥獣類が数多く生息している。

特に、当該区域の南部地域は、複雑に入り組んだ急峻な渓谷と、ブナ、ミズナラなどの広葉樹天然林が広がっており、クマタカ等の大型猛禽類が生息しているほか、アカゲラ、コゲラ、コガラ、カッコウ、キセキレイ、ウソ等の野鳥が数多く生息している。

また、北部地域においては広大な公有水面に隣接していることから、カワセミ、ヤマセミ等の水辺に生息する鳥類やマガモ、カルガモ、オナガガモ等のカモ類などの水鳥が生息し、多様な鳥類の生息及び繁殖のための極めて重要な地域になっている。

このため、木地山、野川鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息環境の保護を図るものである。

## (3) 管理方針

入山者によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。

## 5 意見書の提出

当該区域の住民及び利害関係人は、1から4までの事項について意見書を提出することができる。

## (1) 意見書の受付期間

平成21年6月23日から同年7月6日まで

## (2) 意見書の提出先

文化環境部みどり自然課又は置賜総合支庁保健福祉環境部環境課

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、特別保護地区を次のとおり指定する予定である。

なお、関係書類は、文化環境部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において平成21年7月6日まで縦覧に供する。

平成21年6月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 名 称 鳥海鳥獣保護区特別保護地区
- 2 区 域 縦覧に供する図面のとおり
- 3 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
- 4 保護に関する指針の案

- (1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

- (2) 特別保護地区の指定目的

鳥海鳥獣保護区の大部分は、鳥海国定公園内の地域である。鹿の俣沢川や白沢川の溪谷が続き、鶴間池などの湖沼もあり、変化に富んだ地形となっている。

高山部は、雪田草原となっており、風衝草原には、チョウカイフスマ等の高山植物群落が発達しており、標高が下がるに連れ、ハイマツ、ミヤマナラ、ナナカマドなどの低木群となっている。

当該区域におけるブナ林の限界は、標高1,100メートル付近となっており、鶴間池一帯には、日本有数の規模で極相に近いブナ林が残されている。

このような自然環境から、当該区域には野生鳥獣が多く生息し、餌となる動物も豊かなことから、希少鳥獣で天然記念物にも指定されているイヌワシ、クマタカなどの猛禽類も確認されている。特に、鹿の俣沢溪谷を中心とした区域は、イヌワシの営巣が確認されており、希少鳥獣の繁殖、採餌等のために特に重要な地域となっている。

このため、鳥海鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域と認められることから、特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

- (3) 管理方針

鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。

また、鳥獣の主要な採餌場等への登山者の不要な立ち入り、ゴミの投げ捨て等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施する。

- 5 意見書の提出

当該区域の住民及び利害関係人は、1から4までの事項について意見書を提出することができる。

- (1) 意見書の受付期間

平成21年6月23日から同年7月6日まで

- (2) 意見書の提出先

文化環境部みどり自然課又は庄内総合支庁保健福祉環境部環境課